

議事日程（第４号）

平成２４年３月１５日（木）午後４時開議

１．出席議員は、次のとおりである。

１番 村上源吉君	２番 高橋道弘君	３番 高橋真一郎君
４番 嶋原利光君	５番 高橋道也君	６番 菅野清一君
７番 菅野意美子君	８番 菅野正彦君	９番 黒沢敏雄君
１０番 佐藤喜三郎君	１１番 五十嵐謙吉君	１２番 高野善兵衛君
１３番 石河清君	１４番 遠藤宗弘君	１５番 齋藤博美君
１６番 新関善三君		

２．欠席議員は、次のとおりである。

なし

３．地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	永田嗣昭君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢井一雄君
原子力災害対策課長	沢口進君	産業課長	佐藤賢助君
教育長	神田紀君	総務課長補佐	大内彰君
教育次長兼こども教育課長	仲江泰宏君	生涯学習課長	松本康弘君

４．職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書記 橋本文雄

５．会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

議案第４号 川俣町暴力団排除条例（質疑・討論・採決）

議案第３０号 動産の取得について（審議採決）

議案第３１号 東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定による被災者に対する平成２４年度川俣町税等の減免の特別に関する条例（審議採決）

議案第３２号 川俣町税条例の一部を改正する条例（審議採決）

議案第１６号 平成２４年度川俣町一般会計予算の訂正請求について

議案第１８号 平成２４年度川俣町介護保険特別会計予算の訂正請求について

- 議案第 5 号 川俣町介護保険条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）
- 議案第 6 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
（質疑・討論・採決）
- 議案第 7 号 川俣町福祉センター条例を廃止する条例（質疑・討論・採決）
- 議案第 8 号 町道路線の認定について（質疑・討論・採決）
- 議案第 9 号 川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）
- 議案第 10 号 川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）
- 議案第 11 号 平成 23 年度川俣町一般会計補正予算（第 9 号）（質疑・討論・採決）
- 議案第 12 号 平成 23 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
（質疑・討論・採決）
- 議案第 13 号 平成 23 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
（質疑・討論・採決）
- 議案第 14 号 平成 23 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
（質疑・討論・採決）
- 議案第 15 号 平成 23 年度川俣町水道事業会計補正予算（第 4 号）
（質疑・討論・採決）

◎開議の宣告

○議長（新関善三君） 申し上げます。

本日は、本来であれば休会日となっておりますが、昨日、審議できなかった議案や当局からの訂正の申出がありましたので、特に会議を開きます。

ただいまの出席議員は１６人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午後４時３２分）

○議長（新関善三君） 日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第１１８条の規定により、議長において９番議員 黒沢敏雄君、１０番議員 佐藤喜三郎君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで、おはかりいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、延長することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで本日の議事日程について、議会運営委員長から報告いたします。議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） 議会運営委員会での審議結果について報告をいたします。

議会運営委員会において、議事日程について審議した結果、昨日の審議できなかった議案１２件について、本日、審議することとし、加えて、当局より議案３件の追加と２件の訂正請求がありましたので、これらについて、本日、審議することと決定をいたしました。議会運営委員会として、以上のように決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（新関善三君） ただいま報告いたしました日程でご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程につきましては、委員長報告のとおりとすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第２，議案第４号「川俣町暴力団排除条例」を議題といたします。

これから本案について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

２番 高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君） 条例そのものは私も賛成で問題はないんですが、得てしてこの

種の条例は、作っただけで機能しないというのが多いんですけども、具体的にどのような予定になっているのかお聞きをしたいんですが、第4条では、町は施策を策定し推進するとなっているんですが、この暴力団排除に関する施策は、いつまで策定をするのか、まず、お聞きをします。

それから第13条、公共工事における契約の相手方、あるいは下請けの相手方の除外等が載っているわけでありますが、これらが具体策はいつから実施をしていくのか。

それから、第14条についても、いつから実施をしていくのか。

更に、16条においては、学校における教育においても、暴力団等による不当な排除の重要性を認識うんぬんかんぬんと、教育をするところ書かれているんですが、これらについてもいつから実施をするのかお聞きをしておきます。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） ご答弁申し上げます。

4条並びに13条、14条、16条につきましては、早い時期にやっていきたいというふうに思っています。あと16条につきましては、教育委員会のほうにお願いを申し上げまして、学校等に周知をしてもらうということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） これね、公布の日から施行するですから、4月1日からやるとも何も書かれていないわけですよ。ですから、早い時期にやるということでは、大体やらないで過ごすのが今までの一般の通例でございまして、ですから、いつからやるのかと。例えば公共工事の発注などというのは毎月あるわけですよ。ですから、この早い時期では遅いんですよ。例えば4月1日からちゃんとやるんだとか、公布の日が4月1日になるのか3月いつになるのか分かりませんが、それ以降は全部これにのっとって13条等についてはきちんと対応しますとか、あるいは14条については、24年度の第1四半期に作るとか、そういう具体的な回答をお願いします。

○議長（新関善三君） 当局の答弁。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） ご答弁申し上げます。

確かに日にちははっきりしていないと、いつまで経ってもやらないということになってしまうので、先ほど早い時期と言いましたけれども、これからいろいろこの条例を通していただければ、いろんな関係団体と協議をしながらやっていきたいと思いますが、何月とは言えないんでありますが、上半期にはやりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。（不規則発言あり）

はい、じゃ、13条につきましては、公共工事等のことでございまして、4月にできるように努力をしたいと思います。以上でございまして。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ありませんか。6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） これ全体的に見ますと、一般的に指定暴力団となるはずなんで

すけども、指定暴力団の指定が入っていないのは、どういうことなのかということ
と、11条、町は暴力団の排除のために活動を行うが、安心して活動を行うことが
できるように警察本部長うんぬんかんぬんの措置に協力するものと。町はどの部署
がどういう形で暴力団の活動の対応に協力しようとするのかお尋ねしておきます。

まず、先に申したとおり、なぜ指定が抜けてあるのか。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） ご答弁申し上げます。

法律で暴力団の指定が取ってございます。指定は法律によってなくなっていると思っております。

あの町といたしましては、例えばお祭りとか、そういうときに一緒になって排除
をしていくと。申し込みがった、そういうことは役場の総務課のほうの消防交通係
で対応をしていきたい思っております。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 消防交通係が暴対係でも丸暴係にもなるということで間違いな
いですか。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） ご答弁申し上げますが、仕事については、消防交通係でや
るということでございます。

○議長（新関善三君） 6番。

○6番（菅野清一君） まあ勇気ある決断に拍手を送っておきたいと思えます。この暴
力団と一口に言いますけど、ものすごい巧妙で、かつ繊細で能力的なんですよ。例
えば今、除染関係とかなんかでも、そういうもの入ってくるくらいの話があるし、
いろんな意味で、この非常に何と言いますか、ネット関係でも入ってきますし、そ
ういう意味では消防交通係2人、3人で対応できるとは私思えないんですけど、町
で具体的に町内及び町内近辺にそういう動きがあることを把握しているんでしょう
か。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） ご答弁申し上げます。

そういう動きは、察知してございません。

○議長（新関善三君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで町長から新たに提案されました議案 3 件と訂正 2 件につきまして、提案要旨の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 本日、議案 3 件の上程と 2 件の議案訂正をお願いするものですが、本議案及び議案訂正の大きな理由といたしましては、昨日の全員協議会も含めて、介護保険料の引き下げについて、議会の方からも強く要請されたことを受け、それに対応するため、お願いするものでございます。

まず、議案第 30 号につきましては、ゲルマニウム半導体検出器 1 セット及びシンチレーション式検出器 2 セットの動産の取得について、議決を求めるものであります。

次に、議案第 31 号については、計画的避難区域の設定による被災者に対する平成 24 年度分に係る町税等の減免に係る特例条例の制定でございます。

次に、議案第 32 号については、個人町民税の減免に係る改正を行い、介護保険料の引き下げ措置とするために必要となる内容を含んだ川俣町税条例の改正であります。

議案第 16 号、川俣町一般会計予算の訂正請求についてであります。まず、本文第 3 条、一時借入金について、除染事業の前払い金相当額を考慮し、5 億円から 60 億円に訂正させていただくものでございます。また、先ほど説明申し上げましたが、介護保険料の引き下げによる川俣町税条例の一部を改正する条例の改正に伴いまして、平成 24 年度の当初予算のうち、歳入、町税の部分を訂正させていただくものでございます。更に、税条例の改正により、平成 24 年度から平成 26 年度までに課する個人の住民税を 1 割減免するとしたことから、一般会計当初予算の町税を減額し、不足分を財政調整基金からの繰り入れによる修正した内容によるものでございます。なお、訂正いたします内容につきましては、担当課長から説明をいたさせていただきますので、ご審議のうえ、可決賜りますようお願いを申し上げまして、訂正請求の提案理由説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、議案第 18 号、平成 24 年度川俣町介護保険特別会計予算の訂正請求についてであります。議会の要請によりまして、介護保険料の引き下げ措置として、東京電力福島第一原子力発電所の原子力災害に伴い、第 1 号被保険者であります 65 歳以上の全町民を被災者として、介護保険料の 1 割減免を実施し、減免額の補てんは、災害等の特別の事情により、保険料の減免を行った場合に、国から交付されます特別調整交付金で措置する内容に訂正するものでございます。

以上で訂正請求の提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第 3，議案第 30 号「動産の取得について」を議題といた

します。

当局の説明を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 議案第30号、動産の取得について

町は、次のとおり動産をを取得する。

1 取得する動産の表示

(1) 物 品 名 食品放射能測定器

(2) 数量及び価格

数 量	3セット 株式会社テクノエーピー社製 平成24年型 TC150B（ゲルマニウム半導体検出器）1セット TN300B（シンチレーション式検出器）2セット
価 格	1,467万7,500円 （うち消費税及び地方消費税69万7,500円）

2 取得の方法 買入れ

3 取得の目的 食品等に含有される放射能測定用

4 取得の相手方 福島県いわき市小島町2丁目3-6

共栄株式会社代表取締役社長 加賀屋正之

平成24年3月15日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものである。

ご説明を申し上げます。

この動産の取得につきましては、郵便事業株式会社東日本大震災寄附金を活用いたしまして、動産の取得をするものであります。特に本年4月から厚生労働省の食品基準が改定される飲料水の10ベクレルパーキログラムに対応すべく、導入するものであります。動産取得に伴う放射性の放射能測定器は3台であります。各測定器は、測定器本体とパソコン、プリンターがセットとなっております。内訳は、3台のうち、1台は、ゲルマニウム半導体検出器、2台はシンチレーション式検出器でございます。各々の機種は、10ベクレル以下の検出が可能であり、ゲルマニウム半導体検出器は、10分間の測定で5ベクレル、シンチレーション式検出器は、20分間の測定で5ベクレルの測定が可能となっております。

入札につきましては、平成24年3月9日に指名競争入札により、実施をいたしました。指名業者は、共栄株式会社、ニワ電気工業株式会社、株式会社ススム機械の3社でございます。当日、株式会社ススム機械店から辞退届の提出があり、2社により入札を行いました。入札の結果、共栄株式会社が1,464万7,500円、うち消費税69万7,500円で落札し、平成24年3月12日、仮契約の締結をいたしました。本日の議会において議決を求めるため、提案をいたしましたものでございます。ご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新関善三君）　これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君）　まずは、これ郵便事業会社からいくら寄附金があったんでした、お聞きをいたします。

○議長（新関善三君）　原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口　進君）　質問に答弁を申し上げます。

郵便事業株式会社からの寄附でございますが、寄附金が1,464万7,000円でございます。

○議長（新関善三君）　2番　高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君）　全国的にもいろいろ言われているので、確認しておきたいんですけれども、要は郵便事業株式会社が1,464万7,000円で寄附してね、今回買うのは1,464万7,500円と500円しか差がないわけねこれね。それで、問題になっているのは、郵便事業会社は寄附はするんだけど、これ買わないとだめだよというふうな反対寄附というか、これを買うから寄附するよと、金寄附するよというふうなことが全国的に言われているわけでありましてけれども、そういったメーカー指定、機種指定ということは、郵便事業株式会社からあったんでしょうか。

○議長（新関善三君）　原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口　進君）　質問に答弁を申し上げます。

郵便事業株式会社の方からこれを買いなさいというような機種指定はございません。8月に町の方から郵便事業株式会社の方に、町として放射能の測定器を買うというようなことの趣旨で応募を申し上げ、12月に寄附の決定を受けたということで、町としましては放射能測定器を買うということで、今回、お願いをするものでございます。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君）　2番　高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君）　後にも響くことなので、確認をしておきますが、本当にそういうことはなかったのかというのが1点と。

じゃ、どうしてこの会社を選んだのかという、この会社のこの機種を選んだのかという根拠、これをお答えいただきたい。本当になかったということもちゃんとお答えください。後で問題になりますから。

○議長（新関善三君）　原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口　進君）　質問に答弁を申し上げます。

郵便事業者のほうからの特定はございませんでした。

あともう1つのご質問であります。この機種を選んだという中身でございますが、ゲルマニウム半導体の部分であります。大変高価なものということでございますが、今回、購入するゲルマニウム半導体におきましては、同じような中身の部分が測定ができるということと、安価であるということと、選定をさせていただいたものであります。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君）　ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(新関善三君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) 日程第4、議案第31号「東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定による被災者に対する平成24年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長(高橋良之君) 本議案のご提案につきまして、本日までご提案が遅延いたしましたこと、ご迷惑をおかけいたしました。深くお詫び申し上げます。

議案第31号、東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定による被災者に対する平成24年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例(趣旨)

第1条 平成23年3月11日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所において、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第1項第2号の規定に該当する事象が発生し、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要があると認められるため同条の規定に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発し、同年4月22日同法第20条第3項の規定に基づき原子力災害対策本部長の指示した計画的避難区域の設定に伴い、当該計画的避難区域に住所を有する者等(以下「被災者」という。)に対し、平成24年度に課する当該年度分の町民税、固定資産税(土地・家屋・償却資産)、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料(以下「町税等」という。)の減免については、川俣町税条例(昭和30年川俣町条例第30号)、川俣町国民健康保険税条例(昭和34年川俣町条例第98号)、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第25号)、川俣町介護保険条例(平成12年川俣町条例第12号)に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(被災地区)

第2条 被災区域は、計画的避難区域に設定された、山木屋の区域とする。

(町税等の減免)

第3条 町長は、被災区域に住所を有する者(法人を含む。)の町税等は、平成

平成 23 年 5 月 17 日付けをもって事業の継続を認めた者に係るものを除き、申請によらずその全額を免除する。

2 町長は、被災区域外に住所を有する者（法人を含む。）で被災区域内に固定資産（償却資産）を所有する者の固定資産税については、申請により被災区域内に係る固定資産税相当分を減免する。

(1) 本項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、様式第 1 号により町長に申請しなければならない。

(2) 町長は、前号の申請を受理したときは、速やかに審査をするとともに、審査結果に基づき減免を承認又は却下を決定したときは、様式第 2 号により速やかに通知するものとする。

(3) 本項第 1 号の申請は、平成 24 年 12 月 31 日までに行わなければならない。

3 町長は、被災区域外に住所を有する者（住人を含む。）で被災区域内を軽自動車の使用の本拠の位置としている軽自動車を所有する者の軽自動車税については、申請により軽自動車税分を減免する。

(1) 本項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、様式第 3 号により町長に申請しなければならない。

(2) 町長は、前号の申請を受理したときは、速やかに審査をするとともに、審査結果に基づき減免を承認又は却下を決定したときは、様式第 4 号により速やかに通知するものとする。

(3) 本項第 1 号の申請は、平成 24 年 12 月 31 日までに行わなければならない。

（減免の取消し）

第 4 条 町長は、虚偽の申請その他不正の行為により町税等の減免を受けた者に対しては、直ちに当該減免を取り消すものとする。

（委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 24 年度分の町税等に限り適用する。

平成 24 年 3 月 15 日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

平成 23 年 3 月 11 日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所において原子力災害が発生し、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要があると認められるため内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発し、原子力災害対策本部長の指示した計画的避難区域の設定に伴い、当該計画的避難区域に住居を有する者等に対し、平成 23 年度に引き続き平成 24 年度に課する当該年度分の町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料

の減免をするため、東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定による被災者に対する平成24年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例を制定しようとするものである。

次ページ以降、様式第1号から第4号までございます。ご説明申し上げます。

本条例は、平成23年度に引き続きまして、平成24年度におきましても、計画的避難区域に住所を有する方々などに対しまして、町が課する町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免を行うための減免特例条例を制定しようとするものでございます。第1条では、その趣旨を述べております。第2条では、被災区域を計画的避難区域に設定されたところの山木屋区域と定義しています。第3条第1項では、被災区域に住所を有する個人、法人等の町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料は、事業継続を認められた者に係るものを除きまして、申請によることなしに全額を免除するとしております。同じく第2項では、被災区域以外の区域に住所を有する個人、法人が、被災区域の中に土地、家屋、償却資産を有する場合、その固定資産に係る固定資産税相当額を減免することを述べ、同項第1号で申請を2号で承認又は却下を3号でその申請は、本年12月31日までに行わなければならない旨述べております。同じく第3項では、被災区域以外の区域に住所を有する個人、法人が、被災区域の中を使用の本拠としている軽自動車に係る軽自動車税相当分を減免することを述べ、同項第1号で申請を2号で承認又は却下を3号で、その申請は、本年12月31日までに行わなければならない旨述べております。第4条では、第3条の申請に虚偽、その他不正がございました場合、当該減免の取消について述べております。第5条では、必要事項について、町長への委任を述べております。附則では、この条例の施行日及び24年度分の町税等に限っての適用を述べております。

次に、様式第1号は、第3条関係の固定資産税減免申請書、第2号は、固定資産税減免申請に対する承認又は却下の通知書、第3号は、同じく第3条関係の軽自動車税減免申請書、第4号は、軽自動車税の減免申請に対する承認又は却下の通知書でございます。

説明は、以上でございます。本議案の提案につきまして、不手際を重ねてお詫び申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） この提案は、全く議会を無視した提案だと思うんです。私は、予算をこういう条例の改正を伴わないままに、予算だけは全部減免措置を取った予算が作られる。それで、説明やなんかも終わって、予算が委員会に付託された後になって肝心要のこういう条例が後から出てくる。我々議会としては、根拠のない議案の説明を受けたということになってしまうわけです。これ出さなかったら全く今度おかしくなるわけけれども、しかし、こういう失態が度々出されるということ

では、当局が何を根拠に仕事をしているのかということが分からなくなっちゃうんですね。この減免は、単に1つの課だけではないんですよ。もちろん予算を作った財政課の問題ですし、国保も入ってくるわけです。介護保険も入ってくるわけです。あらゆるもののあらゆる予算が、基本的なものを失ったまま、みんな仕事をしているという結果、こういうことが起こってしまうんですね。どこかでチェックする。根拠になる条例がまだ提案もされていないんじゃないかという疑問すら持たないで仕事が進められるという、こういう重大な欠陥が川俣の町役場の中に残されているということを言わざるを得ないんですよ。だから、これについては、やはり今後どういうふうな形で、このような重大な欠陥を起こさないように進めようとしているのか、そのことについて一言当局の弁明を求めたいと思います。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

今、質問でお質しがありましたように、この度の条例の提出につきましては、全く私どものチェック機能と言いますか、チェック機能の連携が取れない中で、このようなことになりましたこと、お詫びを申し上げる次第であります。今後、このようなことにならないように、それぞれの任務をしっかりと確認をしながら、この予算編成、条例の制定、そして、議会の提案ということについて、しっかりと確認をしながら進めてまいる考えでありますので、この場で改めてお詫びを申し上げながら、今後、このようなことのないようにしっかりと確認していくことをお約束させていただいて、今回の不手際についてのお詫びとさせていただきます。

○議長（新関善三君） そのほかございませんか。2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 私は、これを減免することによって減収が生じるわけでありますよね。当然、当初予算には、今、同僚議員が言ったように反映したもので予算を作ったと言うんですけれども、それぞれの補てん、減収分についての補てんはどういうふうになるのかということについては、全くふれられていないわけなんですよ。でも、補てんはあるはずなんですよ。一番ないのは、たぶん一般会計のほうだと思うんですが、これらがそれぞれの減収額と、それに対する補てん措置、国で決めたものですから、たぶん国等の措置があるんだと思うんですが、それらについて税額ごとに金額とその対応策はどうなるのか、補てん策はどうなっているのか、ご質問いたします。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの減収分の補てんの関係でございますが、まだ明確ではございませんが、通常計画的避難区域の場合は、歳入欠陥債の対応とか、まだこれももう1つ復興特別交付金の関係で現在、調査は来ているんですが、まだ、その補てんがそれで受理されるかどうかというのはまだ明確ではございませんが、それらで補てんがなされるのではないかと思いますので、現段階では考えております。例えば24年度の影響見込額ということになりますと、例えば町民税が2,510万円、あと法人町民税が340万円、固定資産税が4,360万円、軽自動

車税が３７０万円、国民健康保険税が２，８００万円、介護保険料が１，４００万円、後期高齢者保険料が５７０万円で、合わせて１億２，３５０万円でございますが、その補てんにつきましては、分かり次第、明確になり次第、また、ご説明を申し上げたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君）　２番　高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君）　そうすると、それぞれの一般会計をはじめとして各会計においては、この減収分は、どういうふうに措置されて初日に提案になっているのでしょうか。

○議長（新関善三君）　当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君）　大変申し訳ございませんが、調査のうえ、改めてご答弁申し上げたいと思います。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君）　ここで休憩いたします。再開は５時３０分といたします。

（午後５時１３分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君）　再開いたします。

（午後５時３０分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君）　当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君）　先ほどのご質問の関係でございますが、まず、町税につきましては、現段階では一般財源で、また、保険料につきましては、６月の本賦課に合わせてその減免分を国費で補てんすることとしております。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君）　２番　高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君）　同様の措置は、２３年度でも取られているわけですね。そうしますと、特にこの一般会計に関わる軽自動車税までなんですけども、例えば減収補てん債が認められなかった場合に、町としては、こういった金額は東電に請求するということの考えでやるのでしょうか、その辺伺いしておきます。

○議長（新関善三君）　企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

それぞれ国なりの補てん措置がなければ、東京電力のほうの請求ということで考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君）　ほかに質疑ありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君）　討論なしと認めます。

これから議案第３１号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第５，議案第３２号「川俣町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 議案第３２号、川俣町税条例の一部を改正する条例
川俣町税条例（昭和３０年川俣町条例第３０号）の一部を次のように改正する。
附則第２４条の次に次の２条を加える。

（平成２４年度から平成２６年度における個人の町民税の減免）

第２４条の２ 町長は、原子力災害（平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害をいう。）の被害の甚大さに鑑み、平成２４年度から平成２６年度に課するそれぞれ当該年度分の個人の町民税の税額に０．１を乗じて得た額を、申請によらず減免する。

（平成２４年度における固定資産税の納期）

第２４条の３ 平成２４年度に限り、第６７条第１項中「第１期 ５月１日から同月３１日まで」とあるのは「第１期 ７月１日から同月３１日まで」と、「第２期 ７月１日から同月３１日まで」とあるのは「第２期 ９月１日から同月３０日まで」と読み替える。

附 則

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

平成２４年３月１５日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

原子力災害の被害の甚大さに鑑み平成２４年度から平成２６年度における個人の町民税の税額の一部を免除し、及び平成２４年度に限り、固定資産税の第１期及び第２期の納期を変更するため所要の改正を行うものである。

ご説明申し上げます。本議案は、川俣町税条例の一部を改正することにつきまして、議決を求めるものです。今回、新設しようとする附則第２４条の２は、平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害の被害の甚大さに鑑みまして、申請によることなしに、平成２４年度から平成２６年度に課するそれぞれ当該年度分の個人の町民税の税額から１０％を減免し、９０％とするための規定でございます。同じく申請しようとする附則第２４条の３は、平成２４年度における固定資産税の納期を定めるもので、平成２４年度に限り、固定資産税の納期の第１期、本則では５月１日から同月３１日までとあるのを７月１日から同月３１日までと、同じく第２期７月１日から同月３１

日までとあるのを第2期9月1日から同月30日までと読み替える規定でございます。附則で、この条例は、4月1日から施行するとするものです。

以上、議案第32号、川俣町税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げました。

○議長（新関善三君）　これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番　高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君）　提案にないから、これもお聞きをしておきますが、それによって減免される町民税の額はいくらなんですか。当然、提案するんだから、そこは一緒にしてもらわないと質問するしかなくなるんですね、私としては。であります。まずは、その税額をお聞きします。

○議長（新関善三君）　町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君）　答弁申し上げます。

この条例制定による平成24年度の影響、減収見込みでございますが、個人町民税3,452万1,000円を見込んでおります。

○議長（新関善三君）　2番　高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君）　これは町長が独自に行うものでありますから、当然ですね、国の措置等はないんだと私は理解しているわけですが、その分は先ほどと同じように町は東電に請求するのでしょうか。

○議長（新関善三君）　企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

やはり先ほどと同じように、やっぱりそれぞれ国とかの措置がなければ、東京電力のほうに請求してまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君）　2番　高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君）　そうしますと、過日の審議の中で、川俣町は国と県とで調整をして、被害額については、県等で何が請求できるかということは検討する。それを待って請求するんだと、このように答弁しているのね、本会議でね。そういうことにはかかわらず、これから川俣町は町民の税負担等、あるいは損害等生じたものは、東電に請求していくんだと。県でどういうふうに整理しようが関係ないんだと、こういうことでよろしいんでしょうね。

○議長（新関善三君）　企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君）　ただいまの請求の関係でございますが、請求にあたっては、やはり弁護士との相談も含めて、確実に賠償対象となるようなものについて請求してまいりたいと考えておりますので、やはりその前段として、いろいろ弁護士の相談とかも含めて対応したいとは考えております。（不規則発言あり）すみません、そのこの中身につきまして、全くそれぞれ国とかの措置がなければ、それは請求をしてまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君）　正確な答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君）　申し訳ございませんでした。その請求の考え方につ

いては、県とかがどうのこうのではありません。ただ、それぞれ補てんされるものがあれば、それは除外することになりますけども、そういったものがなければ、しっかりと請求してしまっているという考えでございます。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第6、「議案第16号、平成24年度川俣町一般会計予算の訂正請求について」、議題といたします。

当局の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 議案第16号、川俣町一般会計予算の訂正請求についてであります。まず、本文訂正請求について申し上げます。

まず、本文第3条、一時借入金について、除染事業の前払金相当額を考慮し、5億円から60億円に訂正させていただくものであります。更に、税条例の改正により、平成24年度から平成26年度までに課する個人の町民税を1割減免することとしたことから、一般会計当初予算の町税を減額し、不足分を財政調整基金からの繰り入れにより、修正した内容のものでございます。なお、訂正いたします内容につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議のうえ、可決賜りますようお願いを申し上げまして、訂正請求の提案理由とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（新関善三君） 当局の説明。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 今般の訂正にあたりましては、大変ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

議案第16号、平成24年度川俣町一般会計予算の訂正内容について説明した。

○議長（新関善三君） おはかりいたします。

ただいま議題となっております「平成24年度川俣町一般会計予算の訂正請求について」を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案について、許可することに決定いたしました。

訂正内容の件につきまして、特別委員会に付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第7、「議案第18号、平成24年度川俣町介護保険特別会計予算の訂正請求について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 議案第18号、平成24年度川俣町介護保険特別会計予算の訂正請求について、説明を申し上げます。

議案第18号、平成24年度川俣町介護保険特別会計予算の訂正請求についてありますが、議会の要請によりまして、介護保険料の引き下げ措置として、東京電力福島第一原子力発電所の原子力災害に伴い、第1号被保険者であります65歳以上の全町民を被災者として、介護保険料の1割減免を実施し、減免額の補てんは、災害等の特別事情により、保険料の減免を行った場合に国から交付されます特別調整交付金で措置する内容に訂正するものでございます。ご審議のうえ、可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案要旨の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（新関善三君） 当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第18号、平成24年度川俣町介護保険特別会計予算の訂正内容について説明した。よろしくお願ひいたします。

○議長（新関善三君） おはかりいたします。

ただいま議題となっております平成24年度川俣町介護保険特別会計予算の訂正請求についてを許可することにご異議ございませんか。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） この介護保険については、私は前に提案された介護保険の問題についても、原発被災者に高額な保険料をかけるということは考えなくちゃならないんじゃないのということいろいろ提起したんですが、まあ担当課長は一貫して一般財源は繰り入れることはできないんです、できないんですということで、私は何年もこういふことで押し切られてきた経緯があるんですね。それなら、その根拠を示してくれということで、根拠として出してきた文書を見たら、見た瞬間に、あっ、これ災害としてちゃんとやれば引き下げはできるんでしょうと。一般財源をいじればね、大幅な引き下げだってできるんだと。それに対する補てん制度まであるんだということを私ら素人が見ても、一瞬にして気がついたんですね。これはね当局として、こういう原発被害にあつて苦しい生活をしている人に、いくらかでも負担を和らげようという立場に立つて文書を目読めば、やろうとすればすぐにもできることなんですよ。それを議会には、明らかな証拠も示さないまま、一般会計からの繰り入れはできないんです、できないんです、そういう方法はないんです、引き下げの方法はないんですという一点張りやってきた。なぜそういうことを何年も続けてきたのか。ましてや今度のような原発被害にあった人たちに対する思い

やりの問題が欠けているから、こういうことが起こってくるのではないか。今までの毎年毎年同じことをやっていれば、それで良いんだと、町民が被災していようがなにしようが、同じ税を掛ければ良いんだという、こういう固定概念があったのではないかと私は思うんですよ。我々素人が見せてもらえれば、すぐに気がつくことが、長年保健福祉に携わっている人間が気がつかないはずはないんですよ。なぜそういうことが起こったのか、明確に答えてもらいたいと思うんです。

○議長（新関善三君） 当局より答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

基本的には、介護保険法の規定によりますそれぞれの国、県、市町村の負担、被保険者の負担割合に基づいて費用の負担をすることが大前提で、この介護保険法にのっとって事務を進めておりますので、今回こういった災害に着目して、町民税に減免も同時に実施するという形で訂正をさせていただきましたが、そういったことも踏まえまして、今後、柔軟な対応に努めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 14番 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 結局ね、法にのっとってやるんだと。今度の請求だって法にのっとってやっているんですよ。だから、本当に住民の負担や何かを軽減する施策がないのかどうなのかを真剣に取り組んだかどうかの姿勢そのものなんですよ。今回の減免の措置だって違法行為ではありませんよ。ちゃんと制度があるにもかかわらず、制度を活用して住民の負担をいくらかでも和らげようという立場に立つならば、こんな制度すぐに活用できるでしょう。介護保険制度だけを見てね、何も町当局が取り組む問題なんですから、保健福祉課だけでやろうとすれば、それは問題が出るかも分からない。財政担当とじゃね、なんとか引き下げたいんだけど、どうなのかという相談はしたのかどうなのか。財政援助やなんか求めたのかどうなのか、その辺はどうなんですか。

○議長（新関善三君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

町の負担割合であります12.5%の負担を一般会計からの繰り入れということをお願いしていた額だけの、この件につきましては、今回、後で出てきたことでございますので、当面は法定の負担割合だけの予算のお願いでございました。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 結局四角張ったことだけやっていれば、それで住民が安心かといったら、とんでもない話なんですよ。だったらば、災害による介護保険の保険料の減免に伴う特別調整交付金の算定基準についてという、あなたが私たちに配付してくれたこの算定基準は、目を通されたんですか、今まで。これを目を通せばね、この文書を読めば簡単にこれは減免の措置は取れるんだという制度がちゃんと整っているにもかかわらず、これには一切手を付けない。今まで読んだことないんです

か、これを。この文書を読めばですよ、議会の中では、厚生常任委員会でも問題になったわけですね。こんな高い負担今、被災者にかけられないということで、委員会の中でも問題になったということを私は聞いています。にもかかわらず、何の努力もなしに、ただね、いわゆる介護保険制度の負担割合だけは税として取るんだという一方で今まで進めてきたから、そういうことになるんでしょう。本当に委員会の審議やなんかを真摯に受け止めれば、この文書1つ読めば解決されること明らかじゃないですか。そういう柔軟な立場に立って、まず、この災害による介護保険の保険料の減免についての文書は読んだことあるんですか。

○議長（新関善三君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

ただいまご指摘をいただきました、こういった特別調整交付金を補てん財源とする介護保険料の減免につきましては、承知をしておりますけれども、この被災の減免につきまして、計画的避難の皆さんだけでなく全町民に拡大するというのが前提になっておる制度でございますので、この全町民まで範囲を拡大をし、なおかつ町民税の減免についても同一の減免措置を取るという、これは首長が必要と認めての措置がセットと言いますか、一緒に伴うものですから、その辺まで踏み切れなかったということをご理解いただきたいと思います。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） ただいま議題となっております24年度川俣町介護保険特別会計予算の訂正請求についてを許可することにご異議ございませんか。

はい、2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 同僚議員も質問しましたが、要は介護保険の減免の仕方はできるということは、過日、全員協議会で明らかになったわけですね。いろいろ担当課長答弁してありますが、この復興計画なるものを作っているわけだ、役場で。弱者対策がどうだとか、災害に強いまちづくりするんだとかいろいろな載っているわね。だから、そういった中で、全町民に対して町民税の減免をしない限り、介護保険税は減免できないと、こういうふうな通達になっているわけですよ。そういったことは、総合調整をしている部署としてですよ、保健福祉課は考えなかったという話をしているわけだけど、私は全体の例えば原子力災害対策、その視点からいったって、今、重税を課すことはいかなるものかということで、過日の500円の均等割だって町長は上げないということで、条例は通してもらうけど、上げませんよと実質はということを言っているわけじゃないですか。だったら、町として総合的に、どうやったらじゃ介護保険料が抑えられていくのかと、こういうことを総合的に検討した経緯はあるんですか。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

介護保険料につきましては、私のほうとしましては、法定負担ということで理解をしていましたが、今後の中で、やはりどういうふうにしていけばいいかということについては、よく検討してまいりたいと考えております。以上で答弁といたします。

す。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの答弁漏れに対して、ご答弁申し上げます。
法定負担以外については、検討しておりませんでした。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 2 番 高橋道弘君。

○2 番（高橋道弘君） じゃ、具体的にお尋ねしますが、過日、保健福祉課長からいただいた平成12年12月4日、厚生労働省保健福祉局長通知、これについては、総合調整担当課は承知をしていたんでしょうか。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

承知はしておりませんでした。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 2 番 高橋道弘君。

○2 番（高橋道弘君） たまたま今、この介護保険のことで問題になって再訂正という話になっているんですけれども、要は町全体、組織全体が住民の要求なり、あるいは議会を通して伝えられるいろんな課題、政策課題含めて、そういったものに本気になって取り組むという、その姿勢に私は問題があると思うんですよ、この問題というのは。ですから、この審議になっていく復興の特区の話だって、あるいは復興の事業計画の問題だって他の団体はどんどん進んでいるのに、川俣町は一步も進まないわけじゃないですか。それは、皆さんが国がやっている制度、仕組み、あるいは県がやる制度、仕組み、あるいは他自治体がある制度、仕組み、そういったものを積極的に吸収して、あるいは読み解いて、じゃ川俣町にどうやったらできるのかと、その工夫が全くされていない。だから、こういう話が後から出てきて、再訂正の話になるんだと思うんですけど、その辺の反省はどうお考えですか。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

復興関係のいろんな措置につきまして、私もいろいろ調査、研究しているところですが、なかなか前進しないことにつきましては、大変反省はしております。今後におきまして、こういったものが川俣町にとって該当するかも含めて、十分に検討しながら対応してまいりたいと考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） おはかりいたします。

ただいま議題となっております「平成24年度川俣町介護保険特別会計予算訂正請求について」を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案について、許可することに決定いたしました。

よって、予算特別審査委員会に付託をいたします。



○議長（新関善三君） 日程第 8，議案第 5 号「川俣町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第 5 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第 9，議案第 6 号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第 6 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第 10，議案第 7 号「川俣町福祉センター条例を廃止する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

14 番 遠藤宗弘君。

○14 番（遠藤宗弘君） やっと年度末に壊したんだから、これ廃止することには私は異議がないんですが、ただ、この福祉センターの取り壊しね、わざわざ臨時議会にかけて予算まで取ったにもかかわらず、何回も定例会を乗り越えて年度末まで引っ張ってきた理由は何なのか。宝物でも入っていて壊されなかったというなら分かるけれども、だったら臨時議会まで解体費取る必要がないんですよ。その理由は何なのか明確にしてもらいたいと思います。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

町の福祉センターの解体につきましては、着工が遅れましたこと、大変心からお詫びを申し上げます。なぜ臨時議会で予算が可決成立後、時間が要したかと言いますことにつきましては、解体までの発議の手続きが遅れたことに尽きますので、この場でお詫びを申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 14番 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 解体までの発議が遅れたということは、どういうことなんですか。結局は、臨時議会で解体費を取ったにもかかわらず、発議というのは誰がやるんですか。そういう緊急を要するから、臨時議会で予算まで取ったわけでしょう。もちろんあそこで子どもが遊んだり何だりして危険だから、早く解体してくれという声もあったことも確かですよ。しかし、それで臨時議会で議会も了解したんですよ。それが、発議が遅れたから遅れたということは、結局仕事をやらないでいたということなんですか。何のために臨時議会で急いでやったんですか、そのことについてははっきりさせてください。

○議長（新関善三君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

福祉センターにつきましては、12月12日に着工したわけでありますけれども、その前に9月の定例議会がございました関係のご指摘かと思えますけれども、起工に係る発議が遅れたということの1点のみで、衷心よりお詫びを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 14番 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） なんで遅れたのかと聞いているんだけど、この発議が遅れたと、仕事をやっていなかったんだということなのか。ということは、議会の立場としては、急ぎのものだから、緊急を要するから臨時議会を開いてまで議決するんですよ。それが、定例議会を過ぎても全然手は付けられない。で、年度末ぎりぎりになって、やっと更地になりかかったというような仕事だとすると、こんな当局が急を要するから臨時議会を開いてくれと言っても、何言っているのということになっちゃうんですよ。そんなどうせ臨時議会開いてやったって、ぶん投げておくんでしょと。だから、何もやっている必要ないんじゃないですかというのが、議会としても当然の対応だと思いますよ。ただ、手続きを取らなかっただけだとなったら、臨時議会の価値がないですよ。こんなに当局は、議会を軽視しているんですか。少なくとも必要性があつて予算請求するものと私は思うんですよ。しかし、それが定例会終わっても全然手も付けられない、そういうことになれば、今後の対応というのはどう受け止めれば良いのか、町長としてははっきりとした答弁を求めたいと思います。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

議案第7号の川俣町福祉センター条例の廃止する条例の件でございますけれども、遅れた理由でございますが、今、課長の方からも話がありました。町のほうでは、この予算を取り、そして、事業の発注計画を作っていくわけですから、そういったことにのっとって資金計画も作り、やるわけです。しかし、臨時議会という緊急を要する議会での議決でありましたから、これはやっぱり一番重要なものであるから、議会のほうでも認めていただいたものと私も思っております。しかし、今回の件については、にもかかわらず、その後定例会があったと。それもあり、その後になつてしまったというようなことについてお詫び申し上げる次第であります。また、今、事務の手続き等で遅れたということの説明のことではありますが、我々もこの事業の進捗状況については、しっかりと確認をしながら今後、進めていく考えでありますので、ひとつご理解を賜りたく存じる次第であります。今後、このような緊急であるにもかかわらず、遅れるというようなことのないように事業計画をしっかりと立てて、そしてまた、しっかりと進捗状況を確認をしながら事業の完成に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（新関善三君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第11、議案第8号「町道路線の認定について」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第12，議案第9号「川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第13，議案第10号「川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） この2項に、(1)から後ろのページの(8)まであるんですけども、委員会審議等をやる場合、私も再三ずうっと言ってきているんですが、ここに書かれている人は優先入居できるという意味ですよ。 (1)から(8)までの人は優先的に入居できると。こういう方々の規定をしているはずですよ。今までもあったんでね。それが法律変わってこう変わったというだけです。私が知る限りですよ、この要綱が、こういった規定が機能して入ったという人は、例えば火事とか、あるいは配偶者がいなくなってどうしても生活上、大変で緊急避難的に入った人を除いては、一番良い例が例えば障がい者の方、子どもが障がい者でいて大変なんだということ入居申込みしたって、一般公募と同じ取扱い、あるいは生活保護の方が今のところで払っていくの大変だから、公営住宅に入れば経費が浮くと、その分で税金の滞納も払えるんだというふうな相談をしても、それは関係ありませんというふうな話になって、私はあまりこの規定が機能しているとは思えないんですけども、実際ですよ、本当に機能しているのでしょうか。それをお伺いします。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） ただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。

町営住宅のこの今回提案しているものは既存のほうの据え置きでございまして、ご質問の内容といたしますのは、今までの中でこういった法案は、機能としてしているかということでございますけれども、確かにご指摘のとおり、要件としては、

現存の規定、そういったここにある特別な入居資格者以外の人には、やはり一般の方法でございまして、優遇的なものを特別規定しているものではございません。ですので、機能という点では、今ここでどのようにしているかということはちょっとお答えしかねますけれども、あくまで今回出してやりました公営住宅法に準じた1つの改正案についてだけ提案しておりますので、ご理解いただきまして、ご承認いただきたいと思いますけれども。

○議長（新関善三君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） ですから、私質問しているんですよ。せっかくこういうものがあって、今までもあったわけですよ。しかし、窓口に行って入居を申し込んだり、相談に行くと、全然そういったことは配慮されない。一般公募で抽選でと、こうなっちゃうんです。だから、本当に困っている人が入るのが、背後で、本来公営住宅のあり方であるわけでしょう。そして、そのことが、税金の滞納の問題、あるいは保健福祉課のほうの方々で言えば、生活保護者の問題とか、身体障がい者の方々の生活の安定とかと絡まってくる話なんですよ。だから、こういうことを作っても機能しないんだとあれば作る理由がないわけじゃないですか。この方々は別に優先してということになっているはずですよ、今までの管理条例だって。だから、前の議会でも質問したことがあって、それは関係ないんだと町民税務課長答弁したところあるけど、我々は税金取るだけだと答弁しましたけど、せっかくこういうのがあって、町民の方々の生活を社会的弱者と言われる、災害弱者と言われる人々が救えるのに、そのことを機能しなくて良いんだと、ただ、法律改正したから直すんだと言うだけでは、甚だもって私は納得できないんですけども、今後も運用しないということの答弁なんですか、今は。

○議長（新関善三君） 建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） ただいまの質問に答弁いたします。

機能的な問題に関しましてでございますけれども、おっしゃられるとおりに、改正の内容といたしましては、今までどおり準拠したものとしたものやっていることに対してでございますが、入居条件ということでございます。入居資格者、入居資格。そういったものの要件に関しまして、今までじゃなくて、そういったものの配慮というものの本来の機能を果たせということだと思っておりますけれども、今回の改正に伴いまして、そういったものが今までの既存のものを残しながら、。そして、これは現在の法律におきますと、4月1日をもって、まず入居条件で同居入居というもののだけをまず解消されると思います。ですので、入居の基準としての今度は収入条件が来年度までありますので、最初に説明いたしましたとおり、1年間の経過措置でございますので、この中において、そういったただいまのご質問についても検討させていただきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。（不規則発言あり）

失礼いたしました。あの不足でもう一度ご説明いたしますけれども、例えば入居の中にございますDVとかいう、そういう暴力とか、そういったものに対しても、

入居に対しては配慮をするというような形ではやってきております。

○議長（新関善三君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） ですから、DVは8番目に書かれている話なのね。もともと60歳以上の者は、優先的に入居できるという規定じゃないですか。最初の(1)が60歳以上の者なんだから。収入条件がどうのこうのと聞いていないんですよ。そんなことでないんです。それはクリアしたうえでの話でしょ。でも、収入条件がどうであれ、DVであるとか、そういうものは優先的に入れなさいという趣旨のはずですよ、法律的には。だから、そういったここに書かれている人たちを優先的に窓口に行ったら、ちゃんと対応するということが、これまではしてきていないんだから、これからはちゃんとするのかということを私は聞いているだけなんです。課長がそういう考え方では、窓口がちゃんと機能しないのは当たり前ですよ。そのことを聞いているので、ちゃんと答えてくださいよ。

○議長（新関善三君） 建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

大変申し訳ございませんでした。そういうふうに規定した分に対しては、きちっとした対応をするようにいたしますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで休憩いたします。再開は、6時45分です。

（午後6時31分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後6時45分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第14、議案第11号「平成23年度川俣町一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 何点かお聞きしますが、まず、歳入のほうなんですけど、9ペ

ージ、10ページですか、町民税なんですけども、当初予算に計上したのが3億6,600万円で、途中で減額補正して3億4,300万円に今なっているわけなんです、それが今回は3,600万円増えますと、法人町民税も増えますと、法人町民税も当初予算では5,177万5,000円なんです。それが4,800万円まで減って、今度減ったよりもまた増えるということなんです、震災もあって町民の方々の、あるいは企業の状況もいろいろと厳しいものがあるかと思うんですが、そういった中でこの増えた要因というのは、どんなふうに分析なさっているのかお聞きをしたいと思います。

それから、下に体育館使用料から始まって合宿所の宿泊体験の使用料まで全部減額なのでね、当然避難の問題とか、あるいは震災で体育館使えなかったことあるんですが、避難の問題で減っている分がいっぱいあると思うんですが、この辺は東京電力にご請求なさるのかどうかお聞きをしたいと思います。

それから16ページなんですけども、今般の災害に合わせて大変ご尽力いただきました行政区長さんなり自治会のほうに新たに助成金を出すといいますか、報償金を含めて約1,200万円の支出があるわけですが、これも東電の事故がなければ必要のないお金だと思うんですね、これも東京電力にご請求なさるのかどうか。

それから、22ページなんですけども、これ被災見舞金ということで説明では山木屋の方々ということなんです、たぶん原資は義援金なんだろうと思いますけれども、ただ、義援金が過日の説明では2,500万円あったかと思うんですよ、私は。それなのに財源内訳を見ると義援金が1,700万円で災害寄附金が920万円だと、こういうふうに書かれているんですね。2,500万円にほぼなるんですけども、そうしますと、義援金は山木屋の方だけが法律上もらうということになっていますから、それはそれでよろしいんですが、2,500万円あるはずの義援金が、なんでこの全額使われないで、本来ですよ、山木屋以外の方々の見舞金にも使える災害給付金900万円を充当するのかと。義援金で間に合うなら全部義援金で賄うべきだと思うんですよ。で、災害寄附金のほうは、それ以外の町民の方々の被災見舞金に使うべきだと思うんですが、どうしてこのような財源内訳で2,500万円の構成をしたのかお聞きをしたいわけであります。

それから、農林水産業費では、上がってないもの質問できないのかどうかよく分からないんですけど、有害駆除については、多くの議員が、あるいは産業委員会でも度々にわたって指摘をしているわけでありましたが、1万5,000円ではさっぱりガソリン代にも日当代にもならないということで、非常にイノシシをはじめとする有害駆除が進んでないというふうに私はお聞きをしているわけでありますけれども、有害駆除の実績と、それから22年度と比べて、猟友会の捕った頭数、駆除隊が捕った頭数含めまして、どのような実績があつて、今回再々にわたって3万円とか他市町村並みにすべきではないかというご指摘をしているわけでありましたが、厳として1万5,000円でいくらと、こういうふうに言っていますけども、その辺はどのような実績のうえに上げなくとも大丈夫なんだというふうな結論になって、

今般の補正に提案をされていないのか、お聞きをしたいと思います。

それから、28ページに県の防災行政無線の工事負担金563万円が減っているんですが、これらが理由はどこにあるのかお聞きをしたいと思います。

それから、大変少ない金額なんですけど、36ページですか、備品購入費で地上デジタル対応テレビ購入費39万9,000円の減とこうあるんですね。これ合宿所なんですけど、合宿所は山木屋の方々の仮設住宅もあって、あるいはその前は一時避難所ということでお使いになっていたわけでありますから、なんでこれらが予算執行されないで落ちることになるのかについてお聞きをいたします。

以上であります。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問にお答えを申し上げます。

補正予算書90ページの町民税でございます。9ページ、10ページ、失礼、すみません。町民税に関わる部分の補正額4,097万3,000円と、この要素に関するお質しかと思います。いくつかの要素というか、金額ベースで私申し上げたいと思うんですけれども、総じて言うと、それだけの歳入が現にあった、あるいは3月までに見込めるというふうなことで、今回の補正予算のご提案となっているところでございます。普通徴収について申し上げますと、収入見込みで1億2,034万1,000円ほどなんです。で、現計予算に対しまして327万3,000円ということで多く見込める関係上、このような積算となっております。以下同様に、特別徴収は歳入の見込みが2億632万1,000円余、現計が1億7,668万7,000円でございますので、2,963万4,000円余が今回の歳入のご提案となっております。特別徴収4、5月分は、ご存じのとおり前年の分の関係でございますので、こちらは減額となっております。で、退職分離につきましては、いわゆる退職者の方の退職金に対して課税させていただく分離分ですので、こちらについては何と言いますか、通常のお給料ベースで考えるわけにはいかないと思いますが、こちらもやはり見込みが406万円余、そして、現計が300万円でございますので、106万円余の補正となったところでございます。法人は収入見込みが5,272万9,000円余で、現計予算が4,828万円でございますので、444万9,000円余の歳入を見込んだところでございます。町民税務課の担当といたしましては、現実にそのような金額が頂戴できるということでの見積もりとなったところでございます。私は、以上です。

○議長（新関善三君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（松本康宏君） お答え申し上げます。

10ページの体育館関係の収入の減ということでございまして、東電に請求するのかということですが、原発に関する部分と考えるものは、すべて極力請求をしていきたいと思っております。

それから、36ページでございますが、備品購入費でございますが、備品購入費の減ということで、合宿所のテレビを減としたことでございますが、これはNHK

より町に公共施設にということで提供があったものを備え付けたため購入しないでそれを利用するということでございます。以上でございます。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

16ページの自治組織地区助成金につきましても、東電に請求をしております。

28ページでございますが、県防災行政無線の経費でございますが、旧役場庁舎から保健センターへの移設工事費でございますが、県が発注をしまして、川俣町のほうで負担をするということでございましたが、2月の県定例議会におきまして補正予算措置がされましたので、当該工事につきましては、県がすべて負担をするということで、今回減額するものでございます。よろしくお願いします。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ご質問の21、22ページの義援金の被災者見舞金との関係でございますけれども、今回の歳出予算の2,572万7,000円につきましては、これまで義援金としていただいた分で、まだ見舞金として支給していなかった分も含めて予算化したものでございます。それで、左側のページで財源内訳でございますけれども、これまで補正予算の中でも義援金として歳入してきたこともございましたので、今回、災害対策寄附金につきましても、今回、補正の中には歳入をさせていただいたところでございます。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（佐藤賢助君） 鳥獣有害駆除の関係でございますが、平成22年度許可期間中が37頭、それから狩猟期間中が70頭で107頭、23年度許可期間が10頭、狩猟期間が3月8日時点で87頭で、合計97頭でございました。補正予算で増額しなくとも大丈夫ということで、補正に上げませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（新関善三君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 税務課長のお話ね、まず、9、10ページでございますが、それは結果なので、それはおっしゃるとおりでよく分かるんですよ。だけど、途中で減額補正しているわけね。減額補正して、現計の先ほど言ったように、当初予算では個人町民税は3億6,600万円から3億4,300万円に1回落とした。法人町民税も5,100万円から4,800万円に落としたわけです。それが確定したら伸びたということですよ、簡単に言うと。だから、伸びた原因がどういうふうに分析なさっているのかと。なんでかということ、復興計画の問題があるわけじゃないですか。産業の再生とか雇用の問題とかあるわけでしょ。だから、伸びているということは、所得が伸びたか、あるいはお金を町民税を払う方が、雇用者が増えて伸びたか、企業で言えば利益が儲かっているから伸びたかと、こういうことしかないわけですよ。だとすると、復興計画の中にも大きくぶつてくることですよ。ただ、絵面で書いているからなんてことないんですけど、復興計画のほうは。本来は、そういったところをきっちり分析してですよ、じゃ、どこの産業がどうだとか、

雇用がどう落ちているとか、そういうことがあって復興計画ができるはずだから、その要因はどう分析なさっているのかということを私はお聞きをしているので、再度ご答弁をいただきたいと思います。

あとですね、この被災者見舞金の話は、義援金は残りは1,700万円でないんじゃないですかと私は聞いているんです。2,500万円あったはずじゃないですかと。だから、2,500万円があれば、今回山木屋の方々にお配りするの2,500万円なわけでしょう。義援金は、山木屋の人たちは使えないというのは、法律制度上、そう国は言っているわけだから。それは構わないんですよ。ただ、財源内訳に、ほかの町民の方も使える、ほかの町民の方にも給付ができる災害給付金を入れて2,500万円にしたんじゃないんですかと。だとすると、義援金は山木屋の地区住民の方以外は使えないんだから、給付できないんだから、2,500万円あるとすれば、その義援金のある2,500万円をなんですっぱり充当しないんですかということを私は聞いているんですよ。この900万円は、残った町民の方々に違う形で還元できる話でしょう。義援金は使えないんだから、絶対ほかの町民の方には。だから、こういう財源構成するのは、何の理由でこういう財源構成をしているんですかということを聞いているんです。よく質問の趣旨をとらえて、ご答弁をいただきたいと思います。

あと有害駆除の話ですけども、頭数が22年度は107頭だと、23年は97頭だと、少なくとも10頭は減っているわけだ。それでいて、一方、飯舘の方々が避難するときに、イノシシ牧場2か所あるんだけど、全部離して逃げていった。これは紛れもない事実なわけだ。それで地域では、イノシシが増えて困っているというのもこれ事実なわけですよ。だから、22年度よりもイノシシのトータルの頭数が増えているのに、22年度よりも10頭少ないということは、ねずみ算式にイノシシは1回に6匹から7匹から産むんだから、それで、対策が大丈夫だという結論になんでなるんですか。もう1回ご答弁ください。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問の義援金の関係についてお答えいたします。あの義援金につきましては、これまで歳入した分につきまして、最初山木屋のほうにお配りしてありましたけれども、その残りの分と、あとこれまで入っている分合わせてこの義援金として歳入があつて、また、見舞金として支出していない分として2,572万7,000円ということで、ここに計上いたしました。これまで見舞金としての歳出が伴わない段階で、補正予算の中で義援金として歳入だけしておったのもありましたので、その分をすべて合わせて、今回、全体的に見直しする中で、今まで義援金としていただいていた分で、また、見舞金として支給していなかった分として2,572万円を計上したところでございます。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（佐藤賢助君） 有害駆除の関係でございますが、どういうふう

が増えていくのに、どういうふうに対策を取るのかというご質問（不規則発言あり）イノシシが増えていることについて、町としてどういうふうに対策を取るかということ（不規則発言あり）予算的なところでの大丈夫だということでございまして、当然、対策については、やらなければいけないということでございまして、今まで以上にしっかりやっていきたいと思います。以上です。

○議長（新関善三君） 答弁、税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問にお答えいたします。

議員のお質しは、当初予算があった。そしてまた、今回補正をした。そういったものについて、どのような要因があるのかというお質しでございます。これにつきまして、まず、法人から申し上げたいと思うんですけども、法人住民税は国の法人税に依存をするということがあることは、議員ご承知のとおりでございますけれども、その法人税の申告、あるいは納税期限は、例えば平成２３年分、あるいは２２年分もそうなんですけども、いまだ期限が設定されていないですね。それは本日までの確定申告なども同じでございますけれども、法人にあってもそのようなことです。ということは、企業によっては期限が来ていないので、後に延ばしているという企業さんもいらっしゃる、あるいは期限ないんですけども、決まりどおりですか、原則的におやりになっている企業さんもおありになるということです。そのようなことで、今回、増額なった部分については、繰り越して、本来ですと前年中などに、本来であれば期限があれば、頂だいするような税についても、２３年度の歳入ということで入ってきている部分があるというふうなことでございます。

次に、個人の住民税について申し上げますけれども、今回の当初予算の見積時は、当然、前年度の歳入など、あるいは予算額などを参考にして見積もったわけでございますけれども、その前にいわゆるリーマンショックというものがありました。これによって、額がかなり落ちるのではないかというふうな予想をしていたのが、まあ２１年度、あるいは２２年度。ただ、そういうことで２２年度もそうだったので、２３年度もそれに引っ張られる形で額が少なかった部分があるのであろうと。ところが、その影響をあまり受けなかった結果が２３年度ではないかというふうな分析でございます。以上です。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 義援金についてお答えいたします。

まず、１つは、これまでいただいた義援金の総額でございますけれども、８,８０万７,３４７円でございます。昨年の７月８日に山木屋地区にお配りした義援金の額が６,２３５万円でございます。今回はその残り差し引きますと２,５７２万７,０００円が残りますので、今回、義援金としていただいた分の残りの分として、見舞金ということで充てました。その財源の関係でいきますと、その１,７５５万８,０００円につきましては、これまで補正とかも含めて歳入で見えていなかった分が１,７５５万８,０００円ございましたので、その分を歳入で見ました。また、災害対策寄附金の９２万４,０００円につきましても、これまで歳入で見えておりま

せんでしたが、これまでの中で義援金として既に支出した分もありましたので、今回、このような形で財源充当させていただいたところでございます。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） まず、町民税務課長調べてもらってありがとうございます。それで、これ財政課のほう、ちゃんと聞いておいてもらいたいんだけど、要は繰り越し分が多くて法人町民税が伸びたんだと、こういう話でしたよね。だから、申告している数がどういうふうに変化してきているのか。あと個人の話も同じですよ。その辺ちゃんと調べておくべきだと私は思うんです。そうでないと、復興計画を持っていたときに、ただ、抽象論で雇用を増やすんだとか、企業誘致するんだとかと言ったって、全く意味のない話なんです。それで、リーマンショックの話だつて出たけど、じゃリーマンショックでどれだけ影響あつて、今回の震災でどれだけ影響あるのかと、そういうことを分析しないと、復興計画なんかありませんよ。だから、そこは税務課の話じゃなくて、町民税務課は基礎的なデータ持っているんだから、それを踏まえて、財政の方ではきちっと企画のほうでは総合調整を図って、それを土台にしてちゃんと計画作るようにやってください。それは要望で答弁は要らないから。

あとこの21、22ページの話は、2,572万7,000円義援金余っているから配ると言っているわけでしょ。で、今の説明は、今まで歳入で見込んでこなかった分の義援金1,755万8,000円入れたと言うんでは。そしたら、義援金は山木屋の人たちにしか配れないのにだよ、じゃ、何に財源を充当したのかということになるじゃないですか、その差額分は。だから、私言っているんですよ。じゃ、何に充当して使っちゃったのこれ。本来、山木屋の人に使うべきものを。だから、逆でしょう。ここに書くんだつたらば、財源充当変えなくちゃいけないわけじゃないですか。今までこれに支出するということで、義援金歳入に計上していたけど、それは使わなかったでしょう、約800万円、この927万4,000円分は、義援金としては使わないで違うことに使っていたということでしょう、義援金を。違いますか。だから、そういうのはでたらめだと私は言いたい。義援金を山木屋の人にしか配れないんだと言ってだよ、900万円は、今まで違うのに使っていたということじゃないですか、このやり方からいったらば。だって、上げること自体おかしいでしょう。山木屋の人たちに7月7日にしか配っていないんだよ、山木屋の人たちに、川俣町は。今回、2回目なんだよ。だから、義援金歳入に上げてどこに使ってしまったの、900万円分は。だから、矛盾があるでしょうと私は質問しているんですよ。なんでもどんぶり勘定で、金に印がついていないから良いというわけじゃないじゃないですか。そのために財源内訳というのを書くんでしょう、予算というのは。この金はこれにちゃんと使っていますよということを証明するために、これ書くんでしょう。だから、なんでそういうことになっちゃったんですか。970万円はどこに消えたんですか。本来、義援金として出すべきものが。そこをちゃ

んと答弁してください。

あとね産業課長ね、予算上は大丈夫なんだという話じゃないでしょう。予算というのは何のためにやるのかと言ったら、事業効果を上げるために予算ってのは作っているんだよ。事業効果が上がっていないということを私は言っているわけですよ。絶対の頭数が増えているときに、捕った頭数の絶対数が減っているのに、分母は残ったままだべした、今までより。そしたら、来春というか今年の春ですよ、田んぼだの畑荒らして歩くイノシシは、いっぱい去年よりいるということなんだよ。それで効果が上がっているから対策取らなくても良いというのは、どっから来るんですかということを言っているんです。じゃ、なんで効果が上がらないような頭数になっているのかという分析しているんですか。だから、それは金額が低すぎて、どうしようもないとみんなが言っているわけだから、駆除隊の人も猟友会の方々も。それになんできちんと対策を取らないんですかと。一方で作付け全部しますよと町長いくら言ったって、イノシシいっぱいいて田んぼがらがらかき回したらですよ、実証試験の前にイノシシのほうで実証試験してくれるようになっちゃうじゃないですか。だから、なんでこれで良いんだということ言っているんですよ。全然認識が違うと思いますよ、答弁の。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの義援金についてでございますが、確かに議員お質しのように、処理の仕方として、この歳出に伴う歳入の充当については、ちょっと問題があるかも分からないんですが、ただ、義援金としていただきました分につきましては、先ほど申し上げましたように、実際、歳入した段階で歳出が伴わない歳入のみの場合もございましたので、それを全部（不規則発言あり）それです、その義援金としていただきましたものにつきましては、間違いなくお配りをしているというふうなことで、先ほど申し上げましたように、（不規則発言あり）確かに最初に例えばこの900万円相当分につきましては、歳出の段階では義援金として歳出をみないままに歳入してしまったということもございましたので、今回、このような形にはいたしました、確かにお質しのようなことで、今後の中ではきちんと整理をしていくべきものと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（佐藤賢助君） 有害駆除関係についてご答弁申し上げます。

十分な対策が取ってあるのかというお話でございます。（不規則発言あり）まああの今年ですね、今現在97頭ということでございますが、なかなか今後ですね、捕獲隊とそれから狩猟許可の日いち、それから回数等を含めてしっかりと対策を取ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（新関善三君） あの質問の趣旨をよく理解して答弁ください。

はい、町長。

○町長（古川道郎君） 2番 高橋議員でありますけれども、予算には上がっていないけれども、前に問題提起してどうなんだという質問で聞いておりました。今回のや

つについては、1万5,000円でやらせてもらっています。それで、状況など私もちょっと聞いたりしているんですが、飯舘村は長瀬のほうは群れをなして日中から動いているような情報が入っておりますし、山木屋も今、みんな避難でありますから、あそこに入って狩猟やっていないんですね。ですが、今、言われるように、心配なことがやっぱり出てくると思います。ですから、イノシシは放し飼いですが、今、質問にありますように、これから除染だ、いろいろ行くわけがありますけれども、農家の皆さん方も今後どうなるんだろうという不安を持っておりますので、今、質問にありましたことについては、十分私も有害駆除鳥獣隊の皆さん方ともよく把握をしながら、その対応については取組んでいかなくちゃならないと思っておりますので、是非ご理解をいただきたいと思います。これで良いんだということでの思い、私自身も持っておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（新関善三君） ほかにありませんか。黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） 総務課長は2,500万円の義援金が残っているという話をしたわけですよ。また、したばかりですから。それを私は指していると思います。ですから、その義援金をそのまま使えば、ほかのものもそこに充当する必要がないんでないかというようなことだと私は思うんです。だから、それをどのように聞いているのか、というか、考え方が違うのか、それとも義援金はどこかに使ってしまったのかということなのかということを知っていると思うので、それをもう1回確かめたいと思うので、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 義援金のことでございますけれども、総務課長のほうから話があった2,572万7,000円につきましては、間違いなく歳入しておりますして、先ほど申し上げましたように、この分については今回、補正予算可決いただければ、きちんと配るようになっておりますして、この歳入の仕方について先ほども申し上げましたが、確かに歳入の仕方、例えば今回、配る段階で同額を財源充当というか、歳入を見込めば良かったということはございましたが、今までの中である程度補正予算の段階で義援金についても歳入で見えておりましたので、このような形にはなっておりますけれども、義援金としていただいた分につきましては、間違いなく見舞金としての歳出をする予定でありますので、ご理解をいただきたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） 答弁の考え方が違うんじゃないのと言うの。2,500万円残っていると言うんだよ。それが、なんでほかのところから持ってくるような話をするんですか。だって、2,500万円はあると総務課長ちゃんと答弁しているんだから、なんぼ残っているんだと聞かれたときには、2,500万円あります。だから、それね財政課長はないと言うんだな。あるならあるで、なんでほかのほうからこれ引っ張ってくるの。不思議なそこが。元があるのにそれを使わないで、あと何

に使う気なのか分かりませんが、なんで2,500万円が1,700万にながしで収めておくのか。誰が聞いてもこれ不思議なんです。だから、私も聞いているだけで。みな納得しないと思うんですよ。だから、2,500万円あるやつをなぜ使わないのか。なぜほかから引っ張ってくるのか、それだけなんです、聞きたいのは。あるのに使わないということが、不思議だということだけです。以上です。

○議長（新関善三君） 答弁者は、質問の趣旨分かりましたか。質問にお答えください。
企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問でございますが、確かにこれまでもご指摘いただきましたように、このような歳出に対する財源の関係の整理につきましては、若干ですね、この927万円がこの中に充当されたような形になっておりますので、確かに分かりづらい面があるかと思いますが、この分につきましては、この前の段階で義援金というような形で歳入をしておりますので、義援金として歳入した分につきましては、間違いなく全額ですね、今回は、今までいただいた分を全額精査しまして、昨年7月8日に払った分を引いた残りとして2,572万円を見舞金として支給するものでございまして、確かに財源充当の仕方については若干問題があるということは私も認識しておりますが、間違いなくいただいた義援金については、見舞金として配ることでの予算措置でございますので、ご理解をいただきたいと思います。以上で答弁いたします。

（「議事進行」という声あり）

○議長（新関善三君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのですね、いいですか、それは見舞金と義援金の話だけで、それは済んだよ。けども、一般財源減らしているんだよ、逆に。そしたら、災害寄附金として使うべきものが一般財源減らしているということになるんだよ。だから、これは虚偽の答弁ですよ、そんなのは。是非きちんと議長のところで取り計らって説明できるようにしてください、これは。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 7時45分まで休議します。

（午後7時27分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後7時45分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） それでは、義援金についてでございますが、まず、去年の3月11日以降、22年度分としていただいた分がございましたが、それが1,410万6,110円でしたが、その22年度中についてはお配りできなかったということで、予算の中で23年度の予算となっておりますので、ただ、その金額をまずつかんでおりました。その分とあと23年度につきましては、義援

金という形で明確に歳入しておりましたので、まず、その分を合わせまして、先ほど申し上げました義援金総額が8,807万7,347円でございます。去年の7月8日に山木屋地区のほうに配分いたしました。これは6月の補正で取りましたけれども、6月の補正の時点では、まず、歳入が5,641万2,000円でございます。で、配分したのが6,235万円で、そこで一般財源の持ち出しということで、593万8,000円ございました。その6,235万円を先ほどの合計額の8,807万7,347円から引きますと、残る義援金が2,572万7,000円でございますので、今回、すべて義援金としていただいた分、これは22年度分に配らなくて23年度予算になった分がございすけども、この分も含めて7月8日に配った6,235万円を引いた残りを今回、見舞金として支給するというところで、2,572万7,000円を予算化したところでございます。今回のその財源充当の関係でいきますと、去年の6月の補正予算の中でも申し上げましたが、歳入としまして義援金として5,641万2,000円、あと予算上は6,260万円予算化しましたが、そこでお配りしましたのが6,235万円でした。その義援金の歳入が5,641万2,000円ということで少なかったものですから、その不足分として593万8,000円を一般財源で充当して義援金として配付したところでございます。今回、100何万なにがしの一般財源繰り戻しという形になっておりますけれども、6月の時点では593万8,000円につきましては、一般財源として既に充当していた分がございましたので、それを差し引いても更に一般財源の歳出分としては残ると思います。今のすべて義援金としていただいた分が、私の方も説明がちょっと足りなかったんですけども、22年度分がなかなかそういった義援金として配付する状況になかったものですから、繰り越した段階で一般財源にはなりましてたけれども、義援金としての金額をしっかりと押さえておりましたので、その義援金総額からこれまで7月8日に支払った分を除いた残りとして、今回予算化したものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） ということは、総務課長が言った2,500万円は残っていなかったということでいいんですか。結局差し引いた分というか、一般財源から出したから、2,500万円は残ってなかったという意味なんですか。であるとすれば、そういう話分かりますが、その話が総務課長と財政課長でのつながりがどうも分かっていないので、その辺も含めてお願いします。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） お答えいたします。

今回、見舞金として配付する義援金につきましては残っていたということでございまして、ただ、先ほども申し上げましたが、3月にいただいた分については、配付する状況にもございませんでしたので、そのまま財源として繰り越した段階でまあ一般財源にはなりましてたけれども、その義援金としてはきちんと額を押さえてお

りましたので、繰り越した時点で配付する状況になくて、繰り越した時点で1,410万6,000円ございましたが、その分についてはしっかりと額を押さえておりましたので、今回この分も加えまして、あと7月8日に配分した分を差し引いて、残りが今回、予算化した分となるわけでございます。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ございませんか。14番 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 今、とにかくこの義援金を災害救助金に充当する災害見舞金として2,500万円配るということなんでしょう。その財源として、なんで災害対策給付金を配付しなくちゃならないのかということが問題になっているわけでしょう。災害対策寄附金というのは、義援金とは違うわけでしょう。災害対策寄附金であれば、もっと幅広い利用価値も出てくるわけですよ。ところがこの927万4,000円は、山木屋に配ってしまったらば、あとそのほかの川俣町は全町民が被災者だという形になっているわけですから、それなりの対応だって考えなくちゃならない財源をここに配布しちゃうということになれば、どういうことになるのかということが、今、問われているわけですよ。そのことの明確な答弁がないと、この財源は押さえてましたとか何とかと言ったって、押さえる内容じゃないでしょう。義援金は義援金として分離して管理しなくちゃならない問題があるんだから、それ一般財源に入れちゃったんですと言うだったらば、その時点でアウトですよ、もう。どうなんですか。

○議長（新関善三君） 答弁。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問でございますが、私のほうで22年度の処理につきまして、確かに22年度の義援金の処理につきまして、いろいろその当時もご指摘をいただきながら、23年度につきましては明確に分けてきたわけでございますけれども、22年度の分につきましてもしっかりと押さえておきましたので、これは間違いなく義援金として、今回お配りするように処理をしたところでございます。なお、本当に全くこれ同じ答弁だと言われるかも分かりませんが、あとこれ以上につきましては、また、再度調査、よく調べてお答えするようなことで考えております。

◎延会の宣告

○議長（新関善三君） 当局に申し上げます。

答弁の整理は、それによって今、判断しますので。

おはかりいたします。

本日の会議は、これで延会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 引き続き明日10時から再開をいたします。

本日は、これにて延会にいたします。

（午後8時01分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 新 関 善 三

同 署名議員 黒 沢 敏 雄

同 署名議員 佐 藤 喜 三 郎